

平成20年度事業報告

平成20年度の（社）全国脊髄損傷者連合会の主な活動は下記の通りです。

〔全国総会の開催〕

（社）全国脊髄損傷者連合会千葉県支部主催により、平成20年6月14日（土）・15日（日）・16日（月）、ホテルグリーンタワー千葉において、第7回総会・千葉県大会を開催致しました。千葉県大会には、全脊連の会員の方々が大勢参加し、第二日目には《式典・シンポジウム・総会》を中心として行いました。シンポジウムでは“障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりを目指すには”と題し、シンポジストに堂本暁子（千葉県知事）・大熊由紀子（国際医療福祉大学大学院教授）・野沢和弘（毎日新聞社夕刊編集部長）・吉永勝訓（千葉リハビリテーションセンター長）・妻屋明（全脊連理事長）の各氏にお願いし、大変有意義なお話をさせていただきました。

〔全国各ブロック会議の開催〕

平成20年4月1日より平成21年3月31日までの間、（社）全脊連の全国の7ブロックにおいて、ブロック会議が開催されました。この会議では《会議中心のブロック・会議の翌日に親睦を兼ねてスポーツ交流会を開催したブロック等々》それぞれの地域の特性が現れたブロック会議でありました。ブロック会議には本部理事が手分けをして出席し、出席理事より、会議の内容報告が理事会で行なわれ、理事会の議事録で各県支部長に報告したり、ブロック会議開催支部からブロック会議の議事録が作成され、本部にも郵送して頂きました。各ブロックから本部提案事項等々についても提起がされており、理事会では検討を行なっておる状況です。

〔理事会の開催〕（拡大理事会含む）

平成20年4月1日より平成21年3月31日までの間、第56回理事会の開催から第64回理事会の開催まで合計で9回の理事会を開催致しました。この理事会では、第7回総会千葉県大会で承認された事業を基とした活動を行い、各ブロック及び各県支部からの要望について議論をし、活動方向を決めて、各理事がそれぞれ活動いたしました。また、平成20年9月に開催の拡大理事会の翌日には、各ブロック理事も出席し、参議院議員会館において省庁交渉を行ないました。

〔交渉項目は以下の通り〕

1. 障害者自立支援法の抜本的改正に関わる要望
2. 労災補償制度及び労災福祉制度の改善についての要望
3. 身体障害者の有料道路通行料金割引制度の緩和拡大の要望
4. 自賠責保険の後遺障害の認定と加重認定に関する脊髄損傷者及び重度障害者の要望

1. 広報及び情報提供

【1】脊損ニュースの発行

1年間無事に発行してきましたが、「文字を大きくしてくれ」というご要望にお応えし、大きくしましたので、だいぶ読みやすくなったのではと思います。

全脊連が公益法人を目指すということで、定款改正と連合会のこれからのあり方について投稿をいただき、かなり紙面を割き掲載してきました。そのほか障害者自立支援法の見直しについてや、褥瘡等の医療問題等、又連載として「車いすに抱かれて」を投稿いただき、硬軟取り混ぜ紙面を充実させられたように思います。

【2】インターネット関連事業

(1) インターネット関連の活動について

インターネット活動については、会員ID・パスワード発行者数とML登録者数は、徐々にではありますが確実に増えております。また、掲示板への書き込みも見られるようになり、全脊連の活動に関すること、障害者自立支援法をはじめとする福祉情報についても、不十分ながら提供しました。残念ながら昨今の経済状況により、賛助会員を辞めるケースもありました。

現在、会員限定エリアへ入るための会員IDとパスワードは222(+11)名の方へ発行致しました。一般公開されたMLのメンバーは289(+16)名、事務処理用に設けたML(ネットオフィス)も36支部の登録がされています。

(2) インターネット版「全国車いす宿泊ガイド」ポータルサイトの運営について

1. インターネット版「全国車いす宿泊ガイド」のポータルサイトを円滑に運営するために、(株)キロックとの月例会合同会議を昨年に引き続き開催しました。

①第30回月例会合同会議

開催日 平成20年5月24日

会場 (株)ロックシステム本社会議室

出席者 全脊連: 4名 (株)ロックシステム/キロック: 4名

②第31回月例会合同会議

開催日 平成20年7月5日

会場 (株)ロックシステム本社会議室

出席者 全脊連: 4名 (株)ロックシステム/キロック: 4名

③第32回月例会合同会議

会場 (株)ロックシステム本社会議室

開催日 平成20年8月2日

出席者 全脊連: 5名 (株)ロックシステム/キロック5名

④第33回月例会合同会議

開催日 平成20年12月13日

会場 (株)ロックシステム本社会議室

出席者 全脊連: 4名 (株)ロックシステム/キロック: 5名

⑤第34回月例会合同会議

開催日 平成21年1月31日

会場 (株)ロックシステム本社会議室

出席者 全脊連：3名 ロックシステム／キロックス：4名

⑥第35回月例合同会議

開催日 平成21年3月7日

会場 (株)ロックシステム本社会議室

出席者 全脊連：4名 ロックシステム／キロックス：5名

2. サイトの現況と今後の営業活動について

登録件数とサイトの現況

登録軒数…237件(4/10現在)

メールマガジン登録数…120(4/12現在)

■ 決定・確認事項のポイント

- ・ デザインのリニューアルを3月15日に行った。
- ・ i. JTB (アイドットジェーティービー) との連携について進める。
- ・ リニューアルお知らせの営業活動を行う。
- ・ 訪問先情報のリストを作成する。
- ・ 資料の先頭につける趣意書(要請文)を準備する。
- ・ 全脊連作成DVD(「TOMORROW」～新たな扉の向こうへ～)のWEB上での告知について検討する。

■ 概略

- ・ 情報発信ページでの告知・紹介方法等をキロックスで検討する。
- ・ 訪問してきた会社はi. JTB (アイドットジェーティービー)
JTBの子会社であるるぶ.COM、JTB本体のWEBサイトを運営している会社。
- ・ 同社からは現在日本旅行と行っているのと同じ形の予約紹介(アフィリエイト)提携の提案があった。
- ・ 第1段階として車いす宿泊ガイド掲載ホテルのうち何件が先方の在庫ホテルに該当するか調査結果をもらう。
- ・ 第2段階としては、るぶトラベルの登録先(バリアフリールームを保持しているもの)に告知をしてもらう。
- ・ ユニバーサルルーム特集を開始した一休.COMに関してもJTBとの提携の開始後にアプローチをかける等検討する。
- ・ 広報・告知について検討する。
- ・ 訪問候補のリスト住所等を入れて作成する。
- ・ 観光庁(国交省)、JATA(日本旅行業協会)は公共性をアピールするためにも全脊連のみで訪問する。
- ・ 全国旅館生活衛生同業組合連合会(全旅連)は、福井(キロックス)と千葉(全脊連)が先方の会合へ出席する形でアプローチする。
- ・ チェーンのホテル等(大手)も訪問を検討する。
- ・ JAF、日本旅行へもリニューアルを機に再訪問を検討する。
- ・ 公共施設の宿はどこで監督しているのか調べる。
- ・ 今回はリニューアルの告知と掲載の要請を目的とする。

- ・ 予約の話がない方が役所等も応援しやすくなるので予約の話は行わない。
 - ・ 上部団体から下部組織に対して掲載を促してもらえようお願いします。
 - ・ こちらで用意した内容のファクスを上部団体から下部組織へながしてもらう方法もある。
 - ・ 会報等を発行していればそれに掲載してもらうこともお願いします。
 - ・ 持参資料の内容について検討する。
 - ・ 資料の先頭に全脊連作成の要請文を準備する（表現：公共情報サイトの一翼を担う）その他資料はキロックスで準備する。
- メールマガジン・WEB について
- ・ 今後の情報発信はメールマガジンとWEB上の両方で発信してゆく

【3】福祉制度の関連資料等の配布

全国各県支部長及び各理事宛、メール（ML 登録者）、FAX、郵送等にて送付した資料は下記の通りです。

平成20年

- 4月15日 平成20年度メイスン財団による電動車椅子贈呈先選定の依頼について
第55回理事会（拡大）議事録
第56回理事会開催案内（理事宛）
冊子「わかりやすい障害者計画」「あんしん賃貸支援事業」各1冊
- 5月14日 第7回総会千葉県大会
議案書他資料一式
- 22日 平成20年度ブロック会議への本部提案議題について
第56回理事会議事録
第57回理事会開催案内
- 6月2日 （社）日本損害保険協会の助成事業「ピアサポートモデル事業」のためのポスター・チラシの送付について（ポスター・チラシ同封）
- 10日 第57回理事会議事録
- 12日 JDFの「権利条約啓発パンフレット」送付のご案内「障害者権利条約」1冊
- 27日 社会保障審議会障害者部会の資料 メール配信
- 7月4日 脊損医療連携アンケート調査ご協力のお願い
（北海道中央労災病院せき損センターの依頼）
- 8日 第58回理事会開催案内
- 14日 障害者自立支援法の見直しに関する見解概略等の資料 メール配信
- 15日 （社）日本損害保険協会助成によるピアマネージャー現任研修会開催のお願い
- 22日 15日に行われた社会保障審議会障害者部会へ提出した資料 メール配信
- 8月4日 第58回理事会議事録 メール配信
- 5日 第58回理事会議事録
第59回理事会開催案内
- 6日 障がい者のための合同就職面接会のお知らせ メール配信
- 22日 第60回理事会（拡大）開催案内 メール配信
- 22日 第59回理事会議事録 メール配信
- 25日 第59回理事会議事録

第60回理事会（拡大）開催案内

- 27日 「障害者に対する障害を理由とする差別事例の調査」に関するご協力のお願（日本障害者リハビリテーション協会の依頼）
- 9月20日 本部提出の要望書の疑問点について メール配信
- 25日 障害者自立支援法の見直しにあたり、ご意見のお願い メール配信
- 29日 平成20年度第1回臨時理事会開催のご案内
- 29日 平成20年度第一回臨時理事会開催のご案内 メール配信
- 30日 運転免許取得事業のため作成したメーリングリストを削除 メール配信
- 10月7日 「障害者自立支援法の抜本の見直しをさらに求めることに関する請願書」署名活動のお願いについて
「障害者自立支援法の抜本の見直しをさらに求める緊急集会」資金カンパのお願いについて
- 13日 第60回理事会（拡大）議事録 メール配信
- 15日 第60回理事会（拡大）議事録
- 21日 平成20年度第1回臨時総会開催のご案内 資料一式
平成20年度第1回臨時総会開催の理由及び内容について
- 22日 障害者・支援団体協議会の広報ポスターについて（お願い）
チラシ・ポスター 同封
- 28日 第61回理事会開催案内
第60回理事会（拡大）議事録の訂正案内及び資料の送付
資料 九脊連<労災介護補障制度の見直しに関する要望>
- 29日 平成20年度第1回臨時理事会議事録
- 11月14日 「労災の通院費の取り扱いについて」の一部改正についてのご案内
資料「移送の取り扱いについて」の一部改正について
- 17日 （社）日本損害保険協会助成によるピアマネジャー現任研修会開催のご案内
（関東ブロック主催）
- 22日 障害者施策に関する基礎データ集 メール配信
- 25日 第1回公益法人への移行に関する情報の提供
- 25日 第1回公益法人への移行に関する情報の提供（各県支部長宛） メール配信
- 28日 駐車禁止除外指定車（歩行困難者使用中）標章 メール配信
- 12月6日 新公益法人制度に関する相談に向けての資料（案） メール配信
- 17日 社会保障審議会障害者部会 報告
～障害者自立支援法施行後3年の見直しについて～ メール配信
- 24日 第61回理事会議事録・平成20年度第一回臨時理事会議事録 メール配信
- 25日 第62回理事会開催案内 第61回理事会議事録
- 平成21年
- 1月12日 第48回社会保障審議会障害者部会議事録（大濱修正文） メール配信
追加資料：報酬改訂の予算枠の厚生労働省（案）1 メール配信
追加資料：報酬改訂の予算枠の厚生労働省（案）2 メール配信
- 2月3日 第62回理事会議事録 第63回理事会開催案内
- 7日 「障害者に対する障害を理由とする差別事例調査」に関するご協力のお願

(第二次調査)(日本障害者リハビリテーション協会の依頼)

- 10日 アンケート調査協力をお願い(プレテスト)「障害者の日常・経済活動調査」
- 18日 自立支援法見直しに関する資料 与党PT報告書 メール配信
- 20日 玉木案から修正した定款(案) メール配信
- 20日 脊損ニュース合本号(2008)送付について
- 25日 障害福祉サービス費等報酬改定及び障害者自立支援給付支払等システムに関する都道府県等・国保連合会合同担当者説明会資料 メール配信
- 3月 3日 第63回理事会議事録
第64回理事会(拡大)開催案内
- 12日 障害者施策総合調査「教育・育成」に関する調査協力をお願い
(日本障害者リハビリテーション協会の依頼)
- 20日 第62回理事会、第63回理事会議事録 メール配信
- 27日 独立行政法人福祉医療機構の平成20年度助成事業
DVD「TOMORROW」～新たな扉の向こうへ～の送付について
- 31日 「脊髄損傷患者の社会参加促進啓発DVD製作事業」報告書(予定)

以上

【4】入会ガイドの配布

新入会員の勧誘や、各関係機関に配布するために製作した全脊連の入会ガイド「明日から元気ケア」は支部の要請に応じ配布しました。

なお、『明日から元気ケア』の在庫が残り僅かとなり、改訂版を来年度作成予定。

【5】「労災遺族年金の手引き」の発行

全脊連が作成・発行した労災保険法「遺族年金の手引き」は、脊損ニュース、全脊連のホームページにて購入申込み受け付中です。定価は、2,500円。

(会員特別価格は、送料込みで2,000円)。

2. 社会参加促進事業

【1】ピアサポートモデル事業の実施

1. 自賠償運用益拠出事業の実施

社団法人日本損害保険協会助成による「脊髄損傷当事者による脊髄損傷者への精神面を中心とした支援の推進」事業＝脊髄損傷者に対するピアサポートモデルプロジェクト＝を実施しました。

実施支援の概要

現在の医療制度では、いかに重篤な脊髄損傷患者であっても、入院期間は極めて短期間であることから、脊髄損傷者のより円滑な社会復帰を図る上で必要な、同じ脊髄損傷者による精神的な支援と社会生活に必要な情報提供などの相談支援活動を全国的に実施するとともに、脊髄損傷者のためのピアサポート活動の普及を図る。

年度実施計画

- (1) 各県内のリハビリセンター及び医療機関にピアマネジャーを派遣。入院している脊髄損傷患者とその家族を対象に、月1回のグループ相談会の実施とロールモデルを派遣して講演を行うなど、脊髄損傷患者の早期社会復帰を促進させる。
- (2) 各病院及び自宅等を訪問し個別ピアサポートを随時実施。
- (3) ピアマネジャーの資質の向上を図るため全国5箇所で研修会の実施

今後の目標

ピアマネジャーによる脊髄損傷者のためのピアサポート活動を全国的に普及させ、将来は厚生労働省に対してその実績と有効性を示し、公的な事業とすることを目標にしている。

継続事業の実施

この自賠責運用益拠出事業は、平成20年度～平成22年度までの3カ年継続事業です。

1) ピアサポートモデル事業の実施

実施支部	グループ相談会	個別ピアサポート	ロールモデル体験発表
山形県支部		9回	
千葉県支部	36回		6回
埼玉県支部	1回		1回
大阪府支部		50回	2回
福岡県支部	6回		
大分県支部	1回		
沖縄県支部		5回	

2) ピアマネジャー現任研修会の開催

実施ブロック	開催日程	開催場所
東北ブロック	11月9日	ふれあいランド岩手
関東ブロック	1月17日	タワーホール船堀
北越ブロック	11月2日	いしかわ総合スポーツセンター
近畿東海ブロック	11月8日	滋賀県立長寿社会福祉センター
九州ブロック	1月31日～2月1日	福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）

2. 脊髄損傷患者の社会参加促進啓発DVD制作事業の実施

独立行政法人福祉医療機構助成(長寿・子育て・障害者基金)による脊髄損傷患者の社会参加促進啓発DVD制作事業を実施しました。

事業概要

本事業は、脊髄損傷という重い障害を乗り越え、社会参加を果たし、社会の一員として実際に様々な分野で活躍しているロールモデル6名を紹介した、脊髄損傷患者の社会参加促進啓発DVDを制作して、主に回復期にある入院中の脊髄損傷患者とご家族に直接観てもらい、将来の不安を軽減し、社会参加の意欲と勇気を持っていただく目的で全国の脊髄損傷者が入院している病院やリハビリ施設や全脊連の全国各支部等に配布する。

事業の実施体制等

事業実施に当たり、脊髄損傷専門医の千葉リハビリセンター所長の吉永勝訓先生をはじめ、神奈川リハビリセンター病院の作業療法士の玉垣努先生、千葉リハセンター更生園の小滝みや子支援部長、(社)大阪脊髄損傷者協会の辻会長の4名を外部委員として迎え、全脊連から内部委員として妻屋理事長他4名の総勢9名で構成するDVD制作委員会を設置して、編集方針やロールモデルの選考、内容の検討、監修及びタイトルの確定等を行った。また、シナリオの作成、ロケ、撮影、編集、パッケージのジャケットデザイン、俳優、制作管理及びDVDのコピーは、株式会社医療福祉総合研究所に委託して体制を整え、全脊連各支部にもロールモデル候補の選出やスチール写真の提供を呼びかけ協力を得た。

事業の内容

DVD制作委員会は、6月から2月までに計4回開催して事業を推進した。6月に開催した第1回の委員会では、事業の趣旨と目的、年間スケジュールなどについての説明を行い、DVDを3千枚製作して、全国の回復期にある入院中の脊髄損傷患者とその家族に勇気と希望を与える事業計画を推進して行くことにした。8月の委員会では、「患者自身の将来はこうなる」という安心メッセージを伝える内容とする編集方針を決めた。台本の構成も、受傷当時の事、辛かった事、嬉しかった事、家族の様子など8項目のインタビューを入れる事にした他、出演するロールモデルを大阪府で就職中の橋本三左子、長野県の理髪師の酒井秀夫、神奈川県で社会活動している村上真一、大学教授の諸岡卓也、千葉県の工務店経営者の古川正利、車いすバスケットボール選手の田中恒一の6名を選考して、9月から11月にかけて各地でそれぞれ撮影が行われた。12月までに編集を済ませて、1月と2月の委員会で2回試写を繰り返して監修を行い、「TOMORROW」～新たな扉の向こうへ～というタイトルを付けてDVDは3月に完成した。

事業の成果等

制作したDVDは、3月末までに計画通り全国の入院中の脊髄損傷患者とその家族に直接手渡されるように、全脊連の全国各45支部と全国の病院やリハビリ施設に約2千100枚を配布した。また、新聞社や関係友誼団体、関係者、製薬会社等に約200枚を配布した。残りの700枚は、全脊連事務所に置き全国からの配布要請に応えられる体制をとった。これまでに医療機関等からは是非患者に将来の良いイメージを持ってもらいたいので送ってもらえないかなどの要請が多く寄せられている。

(1) DVD制作委員会の設置

① DVD制作委員会の開催

委員会	実施日	実施場所
第1回	平成20年6月28日	戸山サンライズ(東京・新宿)
第2回	平成20年8月17日	新田コミュニティ会館(東京・江戸川)
第3回	平成21年1月18日	戸山サンライズ(東京・新宿)
第4回	平成21年2月14日	戸山サンライズ(東京・新宿)

②DVD制作委員の構成

【脊髄損傷患者の社会参加促進啓発DVD制作委員会 委員名簿】

	氏名	役職
委員長	吉永 勝訓	千葉県千葉リハビリテーションセンター長
委員	小滝みや子	千葉県千葉リハビリテーションセンター 肢体不自由者更生施設更生園・支援部長 社会福祉士
委員	玉垣 努	神奈川リハビリテーションセンター 作業療法士
委員	辻 一	社団法人大阪脊髄損傷者協会会長
内部委員	妻屋 明	社団法人全国脊髄損傷者連合会理事長
内部委員	大濱 眞	社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長
内部委員	市川 博	社団法人全国脊髄損傷者連合会専務理事
内部委員	千葉 均	社団法人全国脊髄損傷者連合会専務理事
内部委員	赤城喜久代	社団法人全国脊髄損傷者連合会理事

③DVDの配布先と枚数

配布先	枚数
全国各45支部	1,555
医療・リハビリ機関	583
関係友誼団体・メディア等	100
出演者・スチール提供者・制作委員等	39
内部理事	23
全脊連本部事務所	700

21年3月31日現在

(2) 事業報告書の作成及び配布

- ①製作部数 A4版25ページ 300部
- ②配布先 全国各県支部、関係団体等

【2】「障害者自立支援法の抜本的見直し」に対する取り組み

2009.04 障害者自立支援法の改定

平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、今年（平成21年）4月1日以降に基準や報酬などが改定された。また3月末に閣議決定され、今通常国会に改正法案が提出される見通しである。

また、昨年4月から12月までの間、社会保障審議会障害者部会（部会長＝潮谷義子前熊本県知事）の委員として、主に在宅で暮らす全身性重度障害者の視点から、国庫負担基準の問題と訪問系サービス特に重度訪問介護サービスの基盤整備のために介護報酬の問題を提起し、

それが今年4月の改定でも取り上げられている。また、同部会の報告書では障害福祉サービスにケアマネジメントを本格的に導入する方針が打ち出され、改正法案にも盛り込まれた。

1. 訪問系サービスの国庫負担基準と市町村への財政支援

(1) 基準額の改定

平成21年4月の報酬改定に併せて、国庫負担基準額も改定された(下記の図)。これによって、区分6の重度訪問介護利用者の基準額は日中単価(約1,665⇒1,891円)で1日(5.7⇒6.8時間分)となり、多少改善された。

しかし、区分間合算のルールが適用され、また、「基準額は個々の利用者に対する支給量の上限ではない」という理念が掲げられている以上、サービス類型ごとの基準額に一喜一憂するのは制度の趣旨にそぐわない。その意味では、訪問系サービス全体での1人あたりの基準額が9.5万円から10.5万円に引き上げられていることにむしろ着目すべきだろう。

障害者自立支援法と介護保険の統合はしないとの与党合意を鑑みるに、最終着地点としては、国庫負担基準額の撤廃であろう。

改定前の1人あたりの国庫負担基準額
(平成18年10月～平成21年3月)

	居宅介護	行動援護	重度訪問介護	重度障害者等 包括支援
区分1	22,900円	×	×	×
区分2	29,100円	×	×	×
区分3	43,100円	107,800円	152,200円	×
区分4	81,100円	145,800円	190,200円	×
区分5	129,400円	194,100円	238,500円	×
区分6	186,800円	251,500円	295,900円	×
重度包括対象者	446,500円			455,000円
障害児	72,800円	137,500円	(例外)	(例外)

※ ケアホーム、通所サービス、介護保険サービスなどを利用していない場合の基準額

改定後の1人あたりの国庫負担基準額
(平成21年4月～)

	居宅介護	行動援護	重度訪問介護	重度障害者等 包括支援
区分1	23,700円	×	×	×
区分2	30,500円	×	×	×
区分3	45,000円	112,500円	180,200円	×
区分4	84,400円	151,900円	225,400円	×
区分5	135,000円	201,800円	282,700円	×
区分6	194,500円	262,100円	400,300円	×
重度包括対象者	580,400円			800,000円
障害児	75,900円	143,100円	(例外)	(例外)

※ ケアホーム、通所サービス、介護保険サービスなどを利用していない場合の基準額

(2) 市町村への財政支援

基準額の引き上げ以上に重要なのは、国庫負担基準を超過する市町村に対する財政支援策が拡充されていることである。このテーマは、社保審障害者部会での議論や国会議員への要望活動で当会が特に強調した。

従来の財政支援としては、平成18年10月の法施行の段階で、都道府県地域生活支援事

業のメニュー事業の1つとして「重度障害者に係る市町村特別支援事業」が創設されている。これは、重度訪問介護の利用者数が訪問系サービスの利用者数の25%を超える市町村に対して、都道府県が助成できる制度である。ただし、この制度を活用する都道府県はごく僅かで、筆者が知る限りでは2県だけというのが実情であった。そこで、今回の制度改正では、対象市町村の拡大と助成単価の引き上げが図られている。

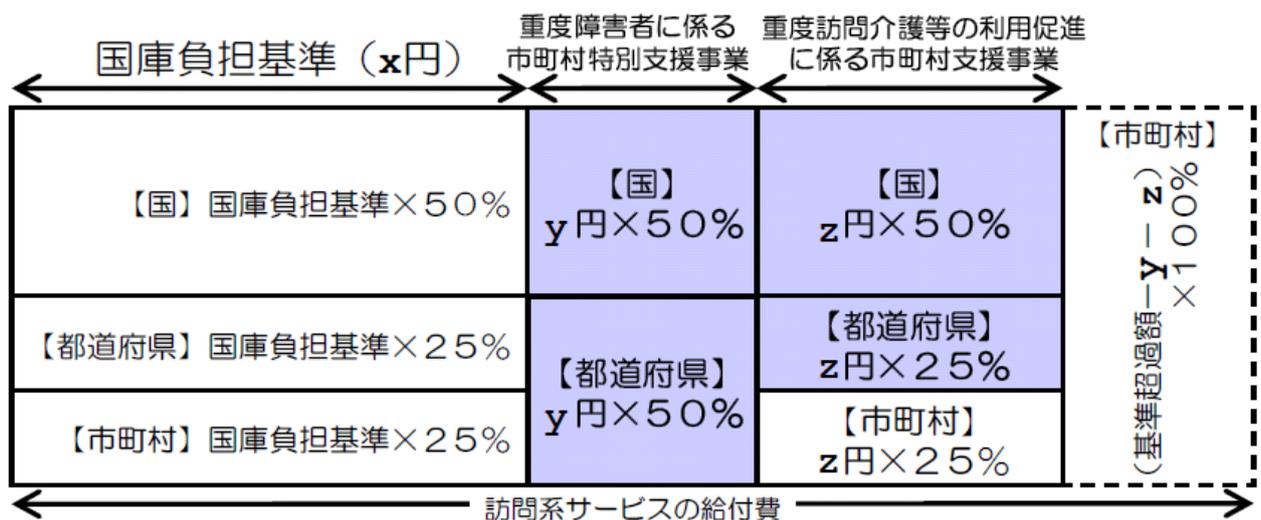
また、以上に加え、今年4月からは「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業」（いわゆる「基金事業」）で「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」が創設された。これは、重度訪問介護の利用者数が訪問系サービスの利用者数の10%に満たない市町村も含め、以下の条件の範囲内で都道府県が市町村に財政支援を行える。（下記の図）

（3）都道府県と交渉を

以上の2つの財政支援策は、いずれも都道府県が実施主体となっている。このため、国庫負担基準超過が理由でヘルパー時間数がきちんと支給決定されずに困っている場合は、今回の財政支援策を講じるように、都道府県庁に強く働きかけることが重要である。

各支部におかれては今回の財政支援を積極的に活用していただけるようお願いしたい。

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」

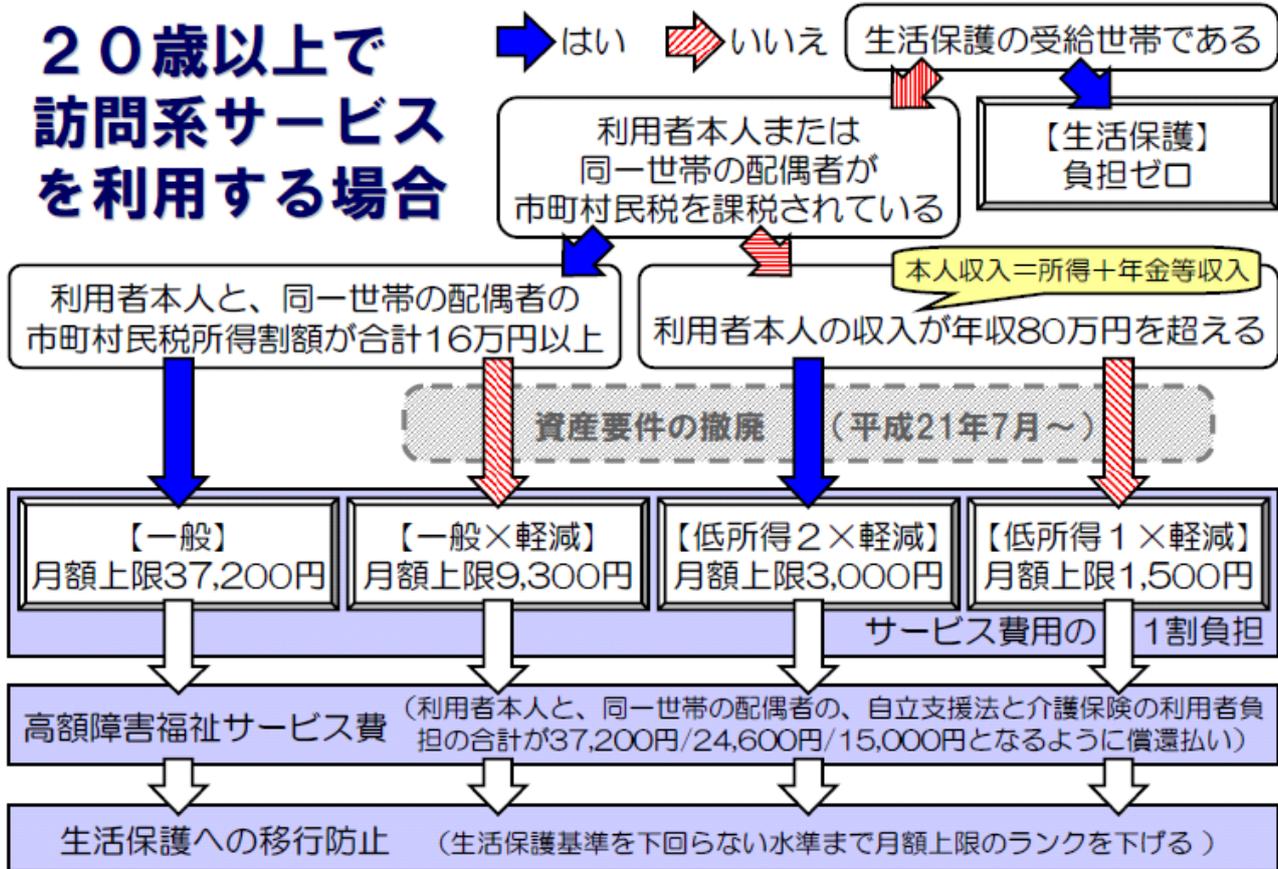


2. 利用者負担の見直し

(1) 平成21年7月以降の利用者負担の見直し

障害福祉サービスや自立支援医療の利用者負担は、平成18年4月の自立支援法の施行以来、その軽減措置が何度か打ち出されてきた。これらの軽減措置は今年3月末で廃止される予定であったが、今年4月以降も継続される。さらに、今年7月以降、負担軽減措置の資産要件を廃止し（下記の図）、心身障害者扶養共済給付金を個別減免の収入認定から除外することによって、軽減措置を拡充することが予定されている。

今年7月以降の利用者負担フローチャート



(2) 負担軽減措置の法定化

さらに、平成21年の通常国会に提出される予定の自立支援法改正法案に、

○応能負担の条項を改正して負担軽減措置を法定化する（改正法案の公布日から1年半以内に施行）。

○高額障害福祉サービス費での負担軽減のなかに補装具費の1割負担を組み込む（改正法案の公布日から1年半以内に施行）。が盛り込まれる予定になっている。

3. 訪問系サービスの報酬と基準改定

(1) 支給決定を受けてもサービスが利用できない

連続長時間の介護を必要とする全身性重度障害者の場合、支援費制度では、日常生活支援（事業者報酬は1時間1,800円）によるホームヘルプと移動介護（1時間4,020円）によるガイドヘルプを利用してきた。しかし、平成18年10月の自立支援法の本格施行を機に、これらのサービスが重度訪問介護へと改組された。

重度訪問介護の事業者報酬は、利用者の障害程度区分によっても変動するが、区分6の障害者が日中8時間利用した場合、1時間あたり1,665円となっていた。ガイドヘルプを利用した場合でも、1日2,500円を上限とした移動介護加算がだけである。

このような大幅な引き下げによって、サービス提供事業者はヘルパー確保に苦慮し、重度訪問介護から撤退するものも現れた。このため、障害者が事業者に利用を申し込んでも断られ、「支給決定を受けてもサービスが利用できない」という事態が生じてしまった。従って、当会としても重度障害者の地域生活を確保の視点からこの深刻な問題を社保審障害者部会に

何度も提起した。同時に、ロビー活動でも同様の視点より、介護者確保と事業者が撤退することがないような施策の実現を繰り返し要望した。

(2) 訪問系サービスの報酬改定

このような経緯を踏まえて、今年4月以降、大幅な報酬改定と事業所がより積極的な展開ができるような改善策が打ち出された。

重度訪問介護を例に挙げると、区分6の障害者が日中8時間利用した場合、事業者報酬は1,891円に引き上げられている。これに加えて、今回の報酬改定から「特定事業所加算」が創設され、一定の要件を満たした場合に事業者報酬が10%~20%上乘せされることになっている。また、障害者が離島振興対策実施地域（離島振興法）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法）、振興山村（山村振興法）などの中山間地域に居住する場合、さらに15%の「特別地域加算」も上乘せされた。

これらの報酬引き上げは利用者負担の増額にも繋がる懸念（ただし利用者負担上限額を超過している場合は変わらない）もあるが、これによって「重度訪問介護のサービスが利用できない」という問題が改善されることが先決であろう。

(3) 事業者基準の緩和

「サービスが利用できない」という問題点に関しては、事業者基準の緩和にも注目しておきたい。

自立支援法でも介護保険でも、ヘルパー事業所は、実務経験3年以上の2級ヘルパーなどの常勤職員からサービス提供責任者を選任しなければならない。サービス提供責任者は、利用申込者への説明、派遣ローテーションの作成、一般ヘルパーへの技術指導などに従事する中間管理職で、月間サービス提供時間数450時間に1人、もしくはヘルパー10人に1人の割合で配置しなければならない。

しかし、たとえば重度訪問介護を1日24時間（＝1ヵ月744時間）利用する障害者にサービスを提供する場合、たった1人の利用申し込みに応じただけで、サービス提供責任者の必要員数が0.4人から1.7人増えてしまう。このため、サービス提供責任者の資格要件を充足できる常勤ヘルパーが足りない事業所では、その増員が足枷になって、特に重度訪問介護のサービス提供を増やすことができない状態となってしまう。

そこで、今年4月以降は、重度訪問介護についてサービス提供責任者の配置基準を従来の半分に緩めるのと同時に、介護保険と同様に非常勤職員から選任することも可能となった。このように、「重度訪問介護のサービスが利用できない」という問題に対して、人員配置基準の側面からも取り組みが行われている。

【3】労災補償関係の取り組み

1. 労災保険法「遺族年金手引き」の普及

全国の会員その他から、「遺族年金手引き」の注文を受け、平成20年度は14冊販売しました。09年3月31日現在、「遺族年金手引き」の残部は、1,239冊です。

2. 労災保険の「通院費の取扱い」の改正について

平成20年11月1日、「移送の取扱いについて一部改正(基発103001号)」があり、11月14日付、各県支部長にお知らせしました。

■新通院費取扱の概要は以下の通りです。

住居地又は勤務地から、原則片道2km以上の通院であって、以下の1～3のいずれかに該当する場合

- ①同一市町村内の適切な医療機関へ通院したとき
 - ②同一市町村内に適切な医療機関がないため、隣接する市町村内の医療機関へ通院したとき（同一市町村内に適切な医療機関があっても、隣接する市町村内の医療機関の方が通院しやすいとき等も含まれます。）
 - ③同一市町村及び隣接する市町村内に適切な医療機関がないため、それらの市町村を越えた最寄りの医療機関へ通院したとき
- 以上の取扱は、既に、平成20年11月1日から運用されています。

3. ブロックによる「労災遺族年金研修会」の開催を支援しました。

平成20年度は、近畿東海ブロックにて、平成21年3月14日（大阪府立障がい者自立支援センター）に開催されました。本部では、この労災遺族年金研修会の開催支援を継続します。

【4】自賠責保険の加重障害の認定運用の改善を求める活動

自賠責保険を所管する国土交通省に対し「自賠責保険の加重障害の認定の改善を求め」省庁交渉を9月24日参議院議員会館で行いました。

現に、障害を有する障害者が自動車を、自ら自家用車を運転したり、家族の車やバス・タクシーなど日常的に移動手段として自動車を使用しています。

自動車による事故が、死亡者の数は減少の傾向が継続されていますが、悪質な重大事故（飲酒ひき逃げ事故・重篤な後遺障害の残る事故・就労が不可能となる事故）は、減少の傾向にあるとはいえません、他方十分な事故補償がなされていないことによる、自賠責保険の黒字があります。

自賠責保険が自動車の保有時に「強制保険」として自動車のすべてのユーザーに加入することが義務付けられています。このことは、事故の加害者責任が第一義的に「国」が損害賠償の責任を自動車のユーザーに変わって被害者の総ての損害を賠償することになります。損害賠償とは「他人に与えた損害を補填し、損害のないのと同じ状態にすること」と定義されています。

損害の補填額が自賠責のみで補償することができない現実があり、第二義的なものとして「任意保険」が存在します。

損害の補填額を算定するために「自賠責保険の損害額の算定をするため」に、「自算会」が都道府県に設置されています。

この「自算会」の運用基準とし、自賠責法第二条の別表の損害の程度区分に応じた金額を支払うこととしています。

この「別表」の運用の中で、既存の障害を有する者が、自動車事故により、既存の障害以外の部位に新たな「障害を残し一定の後遺障害若しくは介護が必要」な状態となったとき、適用されるのが「加重」の認定です。

既存する障害とは異なる部位に障害を生じさせたのですから、当然のことですが事故の加害者（自賠責・任意保険）である原因者が、この新たな障害についても、損害の回復の責任を負うのが当然であると考えていました。

「自算会」は、今ある障害とは異なる「新たな障害の否定・障害の加重（新たな事故により別の部位への障害の発生）」が、障害の加重の否定の理由の主たる論拠が「脳幹部から馬尾に至る脊髄を同一（同一系列）の末梢神経系に影響を及ぼすものとし、損傷の部位が「胸椎」・「腰椎」・「仙髄」等の箇所（下位運動ニューロン系）の障害者が交通事故により、上位の頸髄（上位運動ニューロン系）の障害を別の障害としては認めないというものです。

後遺障害等級別表第2の「障害があるものの加重障害」について、新たな事故により、後遺障害及び介護の状態が増悪したときは、「後遺障害及び介護の状態が増悪した部分」は、「加重」と認定するように。また、新たな部位の障害と既存の後遺障害との「違いの立証」を被害者に求めるというような、極めて困難（経年により）な作業を強いることのないよう、加重障害についての「運用改善」を要望しました。

国土交通省の自賠責保険担当部局として、「こうした加重障害について、運用上の問題が存在している、との指摘を受けたことが過去に無かった、今後省内に持ち帰り検討する。」という回答を得ました。全脊連の会員が問題提起した以外の加重障害の認定では、脊髄損傷者が自動車事故により、目が失明の状態に至ったとき、腕や足が欠損したとき等は、当然のことですが「賠償」の対象となるとの事です。

【5】障害者権利条約と日本障害フォーラム（JDF）の活動について

【障害者基本法の改正に関する全脊連の立場】

平成16年の改正に伴う附則の検討規定により、障害者基本法が再び改正される5年目を迎え、当会としても、JDFの共通意見事項の実現をする。また当会としても「障害者差別禁止法」の制定を求めています。その上で障害者基本法の改正にあたり、主に次のような観点から各方面に意見を申しした。

記

1、障害者差別禁止法の制定の必要性の理由

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（平成19年）の制定プロセスで障害のある人に対する800例にも及ぶ差別事例が明らかにされたように、障害者は、教育、労働、不動産の取得や利用、建物や交通へのアクセスなど、千葉県のみならず全国どこでも日常的に、しかも無意識に直接差別や間接差別が行われている現実に直面しています。

何が差別に当たるかを規定し、障害者への差別をなくすることができる具体的な規範性を持った障害者差別禁止法の制定が必要です。

2、合理的配慮義務の対象範囲と「過度な負担」の判断基準が必要

障害者に対する合理的配慮は、社会の義務といえますが、社会の全ての場面でのバリアフリーを達成するために必要な合理的配慮義務を課されるものは、国及び地方公共団体だけではなく民間の雇用主や事業所も含むものとしなければなりません。

また、合理的配慮では、「過度な負担を課さないもの」とされていますが、何が過度で何が過度でないかなど、整合性のある公平な判断基準が必要です。

3、差別された被害者の救済機関が必要

基本理念にある「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の

権利利益を侵害する行為をしてはならない」とあるほか、憲法第14条でも、法の下での平等を保障し差別を禁じています。

しかし、実際に差別された場合や権利利益が侵害された場合、現在では裁判所に訴えるほかがありません。

これは障害者にとってあまりにも負担が大き過ぎて、泣き寝入りの原因になっています。私たちは、障害者差別禁止法を強く求めています、その前にまず具体的に差別被害者を救済するための相談機関や調整機関の設置が必要です。

4、障害者福祉施策における基本理念を提示すべき

障害者自立支援法第2条第1項では、市町村の責務として「障害者が自ら選択した場所に居住し、・・・自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、・・・必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと」を挙げています。この理念自体は、権利条約第19条の理念に適ったものだと評価することができます（次ページ補足資料を参照）。

しかし、特に訪問系サービスについては、従来から「必要なサービス量が支給決定されない」「支給決定を受けてもサービスが利用できない」などの深刻な問題が生じてきました。これについて、平成21年4月以降は、前者については報酬改定によって、後者については市町村への財政支援策の強化によって、大きく改善されることが期待されています。ところが、支援費制度以来の国庫負担基準については次の自立支援法改正でも継続される予定であり、また、同じく21年4月からはケアホームの対象拡大も実施される予定です。そうしたなかで、障害者施策推進課長会議の「障害者施策の在り方に係る検討結果について」において、「障害者基本法に係る障害のある人等からの意見」として、

- ・在宅生活を希望する場合には、それに必要なホームヘルプサービスがきちんと利用できるように、支給決定とサービス提供基盤の両面で条件整備を行うことを明記すること。
- ・本人の意向に反して、ケアホームや入所施設などの特定の生活様式を強いられることがないようにすることを明記すること。

が挙げられています。このことについて、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定める」（第1条）という基本法の趣旨を踏まえて、次の改正においてきちんと盛り込むべきだと考えます。

【6】請願活動・省庁交渉・ロビー活動及び民間法人等への要請活動

1. 各省庁交渉及び各政党等への要請活動

○厚生労働省、国土交通省との合同交渉

第60回理事会(拡大理事会)翌日の9月24日、衛藤晟一参議院議員(全脊連顧問)の斡旋により参議院議員会館の第二会議室に於いて厚生労働省、国土交通省との合同交渉を行いました。

＝厚生労働省への要望項目＝

(1) 障害者自立支援法の抜本的改正に関わる要望

- ①利用者が、支給決定を受けてもサービスが利用できない。
- ②必要な量のホームヘルプサービスが正しく支給決定されない。
- ③ケアホームの対象範囲の拡大について
- ④自立支援法における、障害福祉サービス、自立支援医療、補装具を複合利用する場合、

その月の負担額を別々の負担とせず、個々人の上限額を総合上限額とすること

⑤障害程度区分認定の見直しでは、個々人の必要なニーズが反映される区部と認定に

※脊損ニュース12月号(No.429)、脊損ニュース1月号(No.430)に掲載

(2) 労災補償制度及び労災福祉制度の改善についての要望

①長期家族介護者援護金の支給要綱を緩和し業務外で死亡した遺族全員に支給すること

②せき髄損傷者の慢性期に発症した「運動障害域の骨萎縮による病的骨折」を業務上の併発疾病として認めること

③労災補償制度の新設や改変の審議や検討にあたっては、公労使だけではなく被災者代表も加えること

※脊損ニュース2月号(No.431)、脊損ニュース3月号(No.432)に掲載

=国土交通省への要望項目=

(1) 身体障害者の有料道路等通行料金割引制度の緩和拡大についての要望

①有料道路等通行料金の障害者割引対象を自動車ではなく、障害者自身に変えてください。
(障害者割引が必要なのは、自動車でなく障害者だから)

②制度の不正防止策として、許可証のICカード化等についてご検討ください。

※脊損ニュース4月号(No.433)に掲載

(2) 自賠責保険の後遺障害の認定と加重認定に関する

脊髄損傷者及び重度障害者の要望書

①障害のある人の「逸失利益の喪失」を稼働所得の喪失のみではなく、身体機能の損失、家事能力の損失などの人間本来の能力の喪失の補填等を考慮してください。

②脊髄神経系の阻害要因を運動機能の障害類型に細分化し、その障害に比例した逸失利益の補填をしてください。

③事故前に障害のある障害者が、新たに別の部位に障害を生じたケースの「加重」の認定で「被害者」の立証の負担を軽減してください。

④身体障害者・知的障害者の逸失利益の算出根拠を全労働者の賃金センサスを適用してください。

2. 労災介護補償給付制度の見直しに関する要望

6月12日、厚生労働省労災補償部補償課に対して交渉を行なった。

※脊損ニュース11月号(No.428)に掲載

3. 杏林会病院（岩手労災病院の移譲先病院）への要望

移譲後、「せき髄損傷患者への医療が全く行われていない」との状況を踏まえ、6月16日、労働者健康福祉機構（川崎市）及び厚生労働省 に対し交渉を行なった。

この交渉には本部より3名、岩手県支部より鈴木事務局長が出席した。

〔回答〕

引き続き、花巻市、イーハートブ病院に脊髄損傷患者を診れる医師の確保するよう要請を続けていくとの回答があった。

4. 障害者施策に関する意見書の提出

7月30日、障害者施策推進課長会議に提出した。

①自立支援法の改正に当たって

②バリアフリー環境について

③国連の障害者権利条約の批准と障害者基本法に関する施策

5. セルフサービス給油についての要望

9月3日、全国石油商業組合連合会に対し要請を行ないました。

※脊損ニュース11月号 (No.428) に掲載

6. 障害者自立支援法の抜本的見直しをさらに求めることに関する請願書

(署名活動のお願い)

7. ロビー活動

妻屋理事長、大濱副理事長が中心となり、与野党の国会議員及び厚生労働省に対し、障害者自立支援法その他に対するロビー活動（要望活動）を行ないました。

【8】 体育振興事業

1. 平成19年度は、下記のスポーツ競技大会等に後援または協賛し広く障害者の体育の振興を図りました。

(1) 第37回日本車いすバスケットボール選手権大会 平成20年5月2日～4日

(2) 第8回ピパオイカップ車いすバスケットボール選手権大会

兼全国障害者スポーツ大会北海道ブロック代表選考会

平成20年8月30日～31日

(3) 第17回理事長杯争奪 東北ブロック車椅子ゲートボール大会・山形県大会

平成20年9月6日

【9】 福祉機器等のモニター募集及びアンケート調査の実施

(1) 障害者に対する障害を理由とする差別事例の調査(第1次、第2次)

(2) 頸髄損傷者の自立生活と社会参加に関する実態調査

(3) 脊損医療連携アンケート調査

(4) 障害者の日常・経済活動調査(プレテスト)

(5) 障害者施策総合調査「教育・育成」に関する調査

【10】 自動車運転免許取得支援事業

(1) 自動車運転免許取得支援事業の今後について、第60回理事会(拡大理事会)に於いて検討した結果、全脊連事業として進めることは困難との意見が多数を占めたため、同事業については次年度以降、実施しないこととした。

3. メイスン財団電動車いす寄贈事業への協力

平成20年度のメイスン財団による電動車いす寄贈事業は、社会福祉法人「こぶしの会」(栃木県)、社会福祉法人「恩賜財団済生会」(石川県)、社会福祉法人「せせらぎ会」(栃木県)の3施設に寄贈していただきました。

4. 運営活動資金の関連事業

全脊連の運営活動資金は、全国の皆様の会費収入を基本とし、一方ではファイザー株式会社様、株式会社ニッシン自動車工業様、コンビウイズ株式会社様、日本ヘルスケア株式会社様などの企業から手厚いご支援をいただき本部事務局体制の維持を図りました。

5. 会員増強活動及び賛助会員募集活動

会員勧誘のためのパンフレット「明日から元気ケア」の配布やピアサポート活動等を通じて会員の増強を図っていただくよう各県支部に呼びかけを行いました。また、賛助会員の増強についても、関連企業や団体、個人などに対し本部だけではなく各県支部にも協力要請のお願いと募集活動を行いました。

6. 厚生労働大臣表彰者

平成20年度は、本部副理事長の成瀬正次氏を推薦し、12月3日の受賞式典において表彰されました。

7. 新公益法人制度に伴う公益法人への移行

平成20年12月1日より公益法人への移行申請が始まり、全脊連としての対応が求められている。このため、現在、本部では玉木理事・千葉専務理事・澤藤理事が担当し資料集めを行い、平成20年11月25日付けで〔第一回公益法人への移行に関する情報提供〕を各県支部長に行なった。

(1) 平成20年12月19日、公益認定等委員会事務局（東京都港区）に新しい公益法人制度に関する相談に行った。

質問①現在、人格なき社団を法人の支部と位置付けているものの、本部と支部は別経理にしていますが、引き続き人格なき社団を支部と位置づけて公益認定を申請することはできますか。

回答①公益認定は法人について行なうものであり、そのための認定基準は法人全体に対して適用となり、認定の効果は法人全体に及びます。人格なき社団についても法人の一部として公益認定を受けるものであれば、人格なき社団を定款上、法人の支部と位置づけて申請する必要がありますが、その際には、支部の事業、経理は本部と一体のものとして、公益目的事業比率、遊休財産額の見込みなどを計算するとともに、各事業年度に係る計算書類（損益計算書及び貸借対照表）は法人全体のものを作成しなければなりません。従って、例えば本部から支部への交付金は法人の事業費として計上することはできません。又、法人は、個別の事業の内容や収支を明らかにする必要がある、支部の事業のうち、本部や他の支部と共通のものではなく、支部独自のものがある場合は、申請書や各事業年度の事業報告書においては当該事業を記載するとともに、計算書類の内訳において事業の収支を明らかにする必要があります。人格なき社団を定款上、支部と認めずに公益法人を受けた場合に、人格なき社団が認定を受けた法人の支部を名乗ることは、公益認定を受けた法人のみが公益法人の名称を使用できるという名称の使用独占の規定との関係でできません。

質問②定款の定めにより、各支部において理事会から独立して事業を運営するため、支部に所属する会員のみによる選挙で支部の役員を選任し、支部毎に役員会を設置することはできますか。

回答②法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関を設けて運営する場合には、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である社員総会、評議員会、理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要があります。一般社団法人法の規定

により社員総会の議決を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しないこととされており、例えば、定款の定めにより役員に該当する支部長については、社員総会の議決により選任する必要があります。

質問③経理的基礎及び技術的能力について具体的に説明して欲しい。

回答③公益法人は、その設立目的の達成のため、継続的に公益目的事業を行なうことが期待されており、その為に必要な経理的基礎、技術的能力を具備していることを認定基準として定めています。特に、当該法人が会計処理を行なうことができる能力を備えていることは、法人の適正な事業運営を支えると共に、情報開示と相俟って事業運営の透明性を高め、法人に対する外部の信頼性を向上させる前提となります。

以上により、公益目的事業を行なうのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることを、認定基準としたものです。

質問④会員数が多いため、現在は社員総会の代わりに、会員から代議員を選び、代議員会で役員選挙、予算決算の承認等、法人としての基本的な意思決定を行なっていますが、新制度ではこのような代議員制度を継続できるのでしょうか。

回答④特例社団法人が移行の認定・認可を受けて公益社団法人又は一般社団法人になるためには、その定款の変更の案の内容が、一般社団・財団法人法等の規定に適合するものでなければなりません。社員の資格に関しては、定款に“社員の資格の得喪に関する規定”を定めなければならないこととされていますが、その具体的な定め方についての制約は特に規定されていないため、一般法人法の諸規定の趣旨に反しない限り、一般社団法人の自治に委ねられていると考えられます。特例社団法人が一般社団法人に移行する際に、殊更に従来の社員の範囲を大幅に狭めることにより、民法法人のときに社員としての資格を有していた構成員の大半から社員の資格を奪った上、事実上、一般社団・財団法人法において社員に保障されている各種の権利を行使することができる者の範囲を極めて限定したものと評価される場合には、各種の権利を保障した趣旨に反するものに該当し、当該定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法の規定に適合するものといえないと判断されることもあります。

特例社団法人が公益社団法人又は一般社団法人に移行するに際し、従来から社員の地位を有している者の中から会費を支払う者として“会員”という資格を設けた上、その資格を有する者（会員）の中から一般社団・財団法人上の「社員」を定めるという規定を定款に設けることにより、従来の「社員」の範囲を変更し、移行に伴い「社員」となる者の範囲が大幅に狭まることとなるような場合には、一般社団・財団法人法の諸規定の趣旨に反するものと評価されることのないように留意する必要があります。一方、例えば次のような規定が設けられている場合には、当該定款の変更の案の内容は、上記の意味において、一般社団・財団法人法等の諸規定の趣旨に反するとはいえないと考えられます。①社員を選出するための制度の骨格が定められていること。②各会員について、社員を選出するための選挙で等しく選挙権及び被選挙権が保証されていること。③社員を選出するための選挙が理事及び理事会から独立して行なわれていること。④選出された社員が責任追及の訴え、社員総会決議取り消しの訴え等法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員の任期が修了しないこととしていること。⑤会員に社員と同等の情報開示請求権を付与すること。

※変更に関する“変更案”は玉木理事が既に作成し、各担当者は事前に勉強して、検討会に臨む事とした。

※次回相談会は、平成21年4月24日・公益認定等委員会事務局（東京都港区）

(2)平成21年2月8日、目黒あいアイ館（東京都目黒区）にて公益法人に関する検討会を開催した。

〔内容〕

- ① 公益法人認定のメリットとデメリットについて
- ② 新公益法人制度への移行にあたってのチェックリスト
- ③ 定款案の作成

8. 会議の開催等

【1】第7回総会の開催

第7回総会千葉県大会は6月14日～16日の日程で、ホテルグリーンタワー千葉（千葉市・中央区）にて開催されました。この大会には、30支部(委任状提出13支部、欠席2支部)の参加がありました。

大会一日目（14日）、15時より支部代表者会議を開催。大会二日目（15日）には、記念式典、シンポジウム、総会、交流懇親会を開催。記念式典の感謝状贈呈式では、本部、各県支部より推薦された26名の方々が受賞。また、記念式典後には、昨年7月に日本初の障害者差別をなくす法律ともいえる『障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例』が施行されたのに伴い、堂本暁子氏〔千葉県知事〕、大熊由起子氏〔国際医療福祉大学大学院教授〕、野沢和弘氏〔毎日新聞社夕刊編集部長〕、吉永勝訓氏〔千葉県千葉リハビリテーションセンター長〕、妻屋 明氏〔(社)全国脊髄損傷者連合会理事長〕をシンポジストに迎え、『障害者にやさしいまちづくりを目指すためのシンポジウム』が開催されました。

総会議事では、第1号議案（平成19年度事業報告）、第2号議案（平成19年度収支決算報告・監査報告）、第3号議案（平成20年度事業計画）、第4号議案（平成20年度予算案）、第5号議案（その他の案件①定款の補則改訂について②次期総会開催支部について③決議文の朗読と大会スローガンの採択）について、それぞれ審議の結果、承認されました。

※ 脊損ニュース8月号 (No.425)、脊損ニュース9月号 (No.426)
脊損ニュース10月号 (No.427) に掲載

【2】臨時総会の開催

平成20年11月30日、東京都障害者スポーツセンター（東京都北区）にて本部役員の退任及び新任の審議を行なうために第1回臨時総会を開催しました。

全脊連総社員数45名(出席社員数:5名、委任状提出者数:25名)

第1号議案(役員の改選)(1)役員の退任、(2)役員の新任について審議の結果、承認されました。

《理由》

平成20年9月26日に厚生労働省より許可された書類を東京都江戸川区の法務局に提出したところ「第6回東京総会での理事の退任及び理事の新任の承認」は定款第12条の規定(定款では理事数が19名となっているが、東京総会では17名で2名が不足)を満たしていない為無効であり、定款変更の許可が厚生労働省より承認された現在、改めて臨時総会を開催し「理事の解任」「理事の新任」について審議するよう指導を受けた。

【3】 拡大理事会の開催

平成20年度の拡大理事会は2回開催しました。

第60回理事会(拡大理事会)は、平成20年9月23日、東京都障害者スポーツセンターにて開催しました。出席者は16名(委任状提出2名)。主な議題として、各ブロック理事からの報告として(各ブロック会議の報告、活動状況、要望事項など)、本部からの報告として(IT版宿泊ガイド、自動車運転免許取得支援事業、ピアサポートモデル事業、DVD制作事業)などがあり、また省庁交渉の項目、公益法人への移行に関する事項、第8回総会大阪大会開催その他について討議しました。

第64回理事会(拡大理事会)は、平成20年3月28日、東京都障害者スポーツセンターにて開催しました。出席者は18名(うちオブザーバー4名)。主な議題として、各ブロック理事からの報告として(各ブロック会議の報告、活動状況、要望事項など)、本部からの報告として(ピアサポートモデル事業、障害者自立支援法、DVD制作事業)などがあり、また、公益法人への移行、次期役員改選、第8回総会大阪大会(創立50周年記念大会)、第9回総会開催支部その他について討議しました。

【4】 理事会の開催

平成20年度の理事会(拡大理事会・第1回臨時理事会含む)は、第56回理事会～第64回理事会を開催しました。

①第56回理事会

開催日 平成20年4月14日

会場 目黒区心身障害者センター「目黒あいアイ館」(東京都目黒区)

出席者 9名 委任状提出者 1名

②第57回理事会

開催日 平成20年5月20日

会場 目黒区心身障害者センター「目黒あいアイ館」(東京都目黒区)

出席者 9名 委任状提出者 4名

③第58回理事会

開催日 平成20年7月20日

会場 目黒区心身障害者センター「目黒あいアイ館」(東京都目黒区)

出席者 8名 委任状提出者 8名

④第59回理事会

開催日 平成20年8月16日

会場 目黒区心身障害者センター「目黒あいアイ館」(東京都目黒区)

出席者 9名 委任状提出 4名

⑤第60回理事会(拡大理事会)

開催日 平成20年8月26日

会場 東京都障害者スポーツセンター(東京都北区)

出席者 16名 委任状提出者 2名

⑥第1回臨時理事会

開催日 平成20年10月7日

会場 鬼怒川温泉ホテルニュー岡部

出席者 8名 委任状提出者 8名

⑦第61回理事会

開催日 平成20年11月30日

会場 目黒区心身障害者センター「目黒あいアイ館」(東京都目黒区)

出席者 8名 委任状提出者 4名

⑧第62回理事会

開催日 平成21年 1月10日

会場 目黒区心身障害者センター「目黒あいアイ館」(東京都目黒区)

出席者 9名 委任状提出者 5名

⑨第63回理事会

開催日 平成21年 2月22日

会場 目黒区心身障害者センター「目黒あいアイ館」(東京都目黒区)

出席者 7名 委任状提出者 5名

⑩第64回理事会

開催日 平成21年 3月28日(拡大理事会)

会場 東京都障害者スポーツセンター(東京都北区)

出席者 18名 (うちオブザーバー4名)

【4】各ブロック会議の開催

①第31回東北ブロック会議

開催日 平成20年9月5日(会議)・9月6日(ゲートボール大会)

開催県 山形県支部『ホテルメトロポリタン山形』

◎本部からは妻屋理事長、千葉専務理事が出席

②第31回北越四県ブロック会議

開催日 平成20年6月29日・30日

開催県 新潟県支部『ホテル糸魚川』

◎本部から市川専務理事が出席

③第31回関東ブロック会議

開催日 平成20年10月7日・8日

開催県 栃木県支部『ホテルニュー岡部』

◎本部からは妻屋理事長はじめ関東ブロック在籍の理事が出席

④第31回近畿東海ブロック会議

開催日 平成20年10月4日

開催県 中部支部『甚目寺町総合福祉会館』

◎本部からは妻屋理事長が出席

⑤第29回中・四国ブロック会議

開催日 平成20年10月10日

開催県 香川県支部 『ホテルマリンパレスさぬき』

◎本部からは大濱副理事長が出席

⑥第32回九州ブロック会議

開催日 平成20年11月13日～14日

開催県 熊本県支部 『熊本テルサ』

◎本部からは妻屋理事長、玉木理事が出席

9. その他の活動

- 1) 6月27日、衛藤晟一参議院議員の「日本の福祉を考える会」設立式典が自由民主党会館で開催され、全脊連から妻屋理事長、大濱副理事長、市川専務理事が参加しました。
- 2) 9月23日に開催された第60回理事会(拡大理事会)にて、衛藤晟一参議院議員を顧問として迎える案が提出され、顧問就任の推薦を行なう事が承認されました。
- 3) 第35回 国際福祉機器展 H. C. R. 2008は、9月24日～9月26日、東京ビッグサイト(東京・有明)で開催され、本部・東京都支部はじめ全国から多くの会員が見学に訪れました。
- 4) 11月10日、障害者差別禁止法(JDA)を実現するネットワーク主催「障害を持つ人の差別を禁止し、権利を確立する法律」(仮称)の成立を目指した集会在議員会館にて開催され全脊連からも参加しました。
- 5) 11月19日、日比谷公園大音楽堂(野外音楽堂)にて、「障害者自立支援法の抜本的見直しをさらに求める緊急集会」が開催され、本部理事、東京都支部、千葉県支部会員が参加しました。
- 6) 11月29日、日本障害フォーラム(JDF)主催「障害者権利条約で変わる私たちの暮らし」「暮らしの中でどう生かす” 合理的配慮”」と題したセミナーが全社協/灘尾ホールにて、開催され全脊連からも参加しました。
- 7) 1月21日、自由民主党政務調査会・障害者特別委員長・衛藤議員に対して、「障害者基本法の改正に関する意見書」を提出しました。
- 8) 1月28日、本部経理の帳簿関係について全脊連と大堀会計事務所との間で「業務委託契約書」を交わしました。

(4) 各理事その他の活動

[妻屋理事長]

- * 朝日新聞「患者を生きる」取材(自宅) 4/17
- * 公明党障害者福祉委員会出席(衆議院議員会館) 4/13、8/20、10/23、2/16、2/24
- * 患者の声を医療に反映する会フォーラム出席 4/19
- * ピアサポート活動で神奈川リハセンター病院と交渉 4/21、5/29、8/26
- * 全国社会福祉協議会障害者連絡協議会協議員総会出席 4/23
- * 大熊ゆきこ「えにしの会」出席(プレスセンター) 4/26
- * 本部理事会出席 4/27、6/1、7/20、8/16、9/23、11/30、1/10、2/22、3/28

- * 車いすバスケットボール選手権大会式典出席（代々木体育館） 5/3
- * 全国総会千葉県大会実行委員会出席（ホテルグリーンタワー） 5/10
- * DVD 製作事業で吉永先生との打ち合わせ（千葉リハセンター） 5/21
- * 日本の福祉を考える会出席 5/22、6/27、7/7、8/26、12/17、2/25
- * 第一三共製薬との請願打ち合わせ（日本橋） 5/22
- * かわさき基準推進協議会出席（川崎市） 5/23、6/4、8/12、3/4
- * 「全国車いす宿泊ガイド」IT化合同会議出席（横浜） 5/24、7/5、8/2、12/13、1/31、3/7
- * 本部事務所行き 5/28
- * 障害年金改正をすすめる会出席 6/8、8/5、11/18
- * 顧問 衛藤晟一参議院議員と面談（議員会館） 6/9
- * 故浜本勝行車いすバスケットボール連盟会長告別式参列 6/12
- * 労災介護補償制度の見直しに関する要望（厚生労働省） 6/13
- * 全国総会千葉県大会出席 6/14、6/15
- * 古川景一顧問弁護士と中島兵庫県支部長の面談（弁護士会館） 6/16
- * （財）共用品推進機構理事会出席 6/16、3/19
- * アクセシブルデザイン:検討委員会出席 6/23、8/1、9/11、9/30、11/27、12/22、2/6、3/3
- * 利用者の視点に立ったバリアフリー化評価指標の検討委員会出席 6/24、1/27、3/6
- * JDF 代表者会議出席（サンラズ） 6/27
- * 脊髄損傷患者の社会参加促進啓発 DVD 制作委員会出席 6/28、8/17、1/18、2/14
- * 佐久間埼玉県支部長の事業所開設祝賀会出席 7/9
- * 川崎市福祉機器開発支援センター開所式出席 7/10
- * 千葉リハビリテーションセンター公開講座出席 7/12
- * 埼玉県支部総会出席 7/13
- * （財）共用品推進機構活動報告会出席（後樂園）7/14
- * 「患者の声を医療政策に反映させるフォーラム」出席 7/19
- * 内閣府「中央障害者施策推進協議会委員会」出席（首相官邸）7/24、11/26
- * 障害者施策推進課長会議のヒアリングに出席 7/30
- * 移動支援システム標準化調査委員会出席 8/4、9/29、2/4、2/18、3/3
- * 高校生の「未来塾」取材（本部事務所） 8/5
- * JDA 常任委員会出席（参議院会館） 9/1、11/10、11/29
- * ピアサポート活動（東京女子医大病院） 9/1
- * セルフサービス給油についての要望活動（全石連） 9/3
- * 東北ブロック会議山形県大会出席 9/5、9/6
- * 旅客船バリアフリー設備標準価格調査委員会出席 9/16、1/20
- * 省庁交渉 厚生労働省・国土交通省（参議院会館）9/24
- * 埼玉リハセンターでのピアサポート活動打ち合わせ 9/26
- * 赤い羽根の共同募金活動（横浜駅前）10/1
- * 衛藤晟一参議院議員の顧問就任要請 10/2
- * 近畿東海ブロック会議愛知県大会出席 10/4、10/5
- * 平成 20 年度臨時総会出席 10/7、11/30
- * 関東ブロック会議栃木県大会出席 10/7、10/8

- * ファイザー株式会社米国役員との面談（新宿）10/8
- * 故浜本勝行車いすバスケットボール連盟会長偲ぶ会（京王プラザホテル）10/18
- * 古川景一顧問弁護士と面談 10/20
- * 全国大会開催に向けた大阪府・市等への表敬訪問 11/6、11/7
- * 近畿東海ブロック ピアマネジャー研修会出席（滋賀県）11/8
- * 労災保険の通院費の改正についての説明会出席（厚生労働省） 11/10
- * 九州ブロック会議熊本県大会出席 11/12、11/13
- * 「全脊連 50 年の歴史」講演（神奈川支部川崎協会）11/16
- * 自立支援法の抜本見直しを更に求める緊急集会（日比谷野外音楽堂）11/19
- * 国連障害者の権利条約の学習会参加（議院会館）11/26
- * 埼玉県上尾リハセンターのピアサポートグループ相談会出席 11/27
- * 支援機器の開発・普及に向けたネットワーク推進事業懇談会出席 12/1、3/13
- * 厚生労働大臣賞授与式出席（厚生労働省） 12/3
- * 千葉県支部忘年会参加 12/6
- * 自立支援法施行後3年の見直し自民党障害者福祉委員会出席 12/18、2/13、3/25
- * 公益法人移行手続き相談会出席 12/19
- * 関東ブロックのピアマネジャー研修会出席（船堀） 1/17
- * 障害者基本法改正についての提言（自民党本部） 1/21
- * ユニバーサル社会議員連盟総会出席（自民党本部） 1/28
- * 大堀事務所との本部経理業務委託契約取り交わし（群馬県） 1/28
- * かわさき基準モニター打ち合わせ（自宅） 1/29
- * 公益法人移行勉強会出席（あいあい館） 2/8
- * 国連障害者権利条約批准についての民主党のヒアリング（議員会館） 2/13
- * 自立支援法改正で厚生労働省及び公明党に意見を具申 2/25
- * 埼玉県支部新年会参加 2/28
- * 日本ヘルスケア株式会社 20 周年式典出席（日赤ビル） 3/3
- * かわさき基準イベント出席（川崎駅地下街アゼリア） 3/15
- * 中央社会参加推進協議会委員会出席（戸山サンライズ） 3/25

【平成 20 年度委員等就任状況】

- 1、中央障害者施策推進協議会委員（内閣府）
- 2、移動支援システム標準化調査委員会委員（日本福祉用具・生活支援用具協会）
- 3、利用者の視点に立ったバリアフリー化評価指標の検討委員会（エコモ財団）
- 4、支援機器の開発・普及に向けたネットワーク推進事業懇談会メンバー（テクノエイド協会）
- 5、財団法人共用品推進機構理事
- 6、アクセシブルデザイン:検討委員会委員会委員（共用品推進機構）
- 7、旅客船バリアフリー設備標準価格調査委員会委員（エコモ財団）
- 8、中央社会参加推進協議会委員（日身連）
- 9、かわさき福祉産業振興ビジョン検討委員会委員

〔大濱副理事長〕

- * 内閣府 4/2

- * 議員会館 4/3、4/10、4/16、4/14、4/17、4/24、4/25、5/9、5/20、5/29、6/9、6/12、7/7、7/10、8/5、8/26、8/27、9/2、9/3、9/30、10/9、10/10、10/15、10/16、10/23、10/30、11/27、12/10、12/11、12/17、12/18、1/9、2/18、2/25
- * 厚労省 4/4、4/23、4/30、5/28、6/9、6/13、6/30、8/13、8/16、9/4、10/21、11/20、11/26、11/28、12/2、12/8、12/12、12/19、12/26、1/30、2/15、2/17、2/26、3/10、3/11、3/12、3/18、3/25、3/31
- * 東京支部役員会 4/12、8/9、9/13、10/18、11/22、12/23、1/11、3/8
- * 東京支部総会 5/17
- * DPI 4/16、4/20
- * 本部理事会 5/10、7/20、9/23、11/30、1/10、2/8、2/22、3/28
- * JDF 6/3、10/17、10/28
- * 第7回総会千葉県大会 6/14~16
- * 自民党本部 6/27、9/3、9/16、3/10、3/25
- * 社会保障審議会障害者部会 7/15、8/20、9/10、10/22、10/31、11/6、11/21、11/27、12/3、12/10、12/15
- * 社会保障審議会障害者支部 8/6
- * 厚労省（補装具委員会）8/8、11/13、12/8
- * DVD制作委員会 8/17
- * 省庁交渉 9/24
- * 東京都 1/15
- * ピアマネ現任研修会 1/17
- * 障害者特別委員会 1/21
- * JDF 幹事会 障害者特別委員会 1/28
- * 慶応 患者の望む IPS 細胞 2/4
- * 国リハ障害者支援のありかた 2/7
- * 民主党ヒアリング 2/24
- * 日本再生医療学会 3/4~ 6

【平成20年度委員等就任状況】

- 1、道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会（財）国土技術研究センター
- 2、DPI 常任委員（DPI 日本会議）
- 3、JDF 幹事（日本障害フォーラム）
- 4、所得保障に関する研究委員会（全社協障害者団体連絡会）

〔成瀬副理事長〕

- * 理事会出席 4/27、6/1、7/20、8/16、9/23

〔市川専務理事〕

- * 理事会の議事録作成及び理事会開催案内作成 5/19、5/20、5/21、5/21、6/7、6/8、6/9、8/23 8/24、8/25、10/11、10/12、10/13、12/21、12/22、12/23、2/1、2/2、3/1、3/2
- * 全国総会千葉県大会実行委員会出席 5/10
- * 厚生労働省への総会の開催報告書の書類作成 6/15、6/16、6/26、6/27、6/28、8/25、9/5、9/6

- * 脊髄損傷患者の社会参加促進啓発 DVD 制作委員会への出席 6/28、8/17、1/18、2/14
- * 第7回全国総会への出席 6/14、6/15、6/16
- * 理事会への出席 4/27、6/1、7/20、8/16、9/23、9/24、11/30、1/10、2/22、3/27、3/28
- * 北越ブロック会議への出席 6/29、6/30
- * 省庁交渉 9/24
- * 関東ブロック会議への出席 10/7、10/8
- * 日本障害フォーラム(JDF)セミナー 11/29
- * 平成20年度第一回臨時総会へ出席 11/30
- * 関東ブロックのピアマネジャー現任研修会 1/17
- * 業務委託契約(群馬) 1/28
- * 公益社団法人移行検討委員会学習会 2/8
- * その他本部事務所との事務連絡(月～金)・各理事への連絡等々

〔千葉専務理事〕

- * 第7回総会千葉県大会議案書作成 4月～5月
- * 支部役員会&千葉県大会実行委員会 4/6、5/24、6/7、6/13、7/5、8/9、9/27、11/8、1/25、3/8
- * 本部理事会出席 4/27、6/1、8/16、9/23、11/30、1/10、2/22、3/28
- * 編集会議 4/27、12/6
- * 千葉県大会本部・千葉県支部合同会議出席 5/10
- * DVD制作事業で吉永先生との打ち合わせ 5/21
- * ファイザーヘルスケア関連団体世話人会出席 5/23、6/18、7/11、2/27
- * IT版全国車いす宿泊ガイド合同会議 5/24、8/2、12/13、1/31、3/7
- * 千葉TV打合せ 5/28
- * 財務打合せ 5/28、6/14、6/27、3/25
- * 第7回総会千葉県大会 6/14～16
- * 脊髄損傷患者の社会参加促進啓発 DVD 制作委員会 6/28、8/17、1/18、2/14
- * 「障害者に対する障害を理由とする差別事例等の調査研究」調査委員会 6/25、12/17
- * ファイザーヘルスケア関連団体関東学習会 6/29、9/28、11/18
- * ちば福祉の会の集い 7/6
- * ワークショップ準備委員会 7/11
- * 進行役スキルアップ研修会 7/12
- * 地域学習会報告会 7/13
- * ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究委員会 7/30
- * 東北ブロック会議山形県大会 9/6
- * 省庁交渉 9/24
- * 国際福祉機器展 9/26
- * 障害者用駐車場啓発活動(ビラ配り) 9/27、11/8、12/6
- * 第31回関東ブロック会議栃木県大会 10/7
- * 第1回臨時理事会出席 10/7
- * ヘルスケア関連団体ワークショップ研修会 10/25～26
- * 千葉リハグループ相談会(損保協会視察) 11/12

- * 神奈川県支部研修会 11/16
- * 障害者自立支援法の抜本的改革を求める緊急集会 11/19
- * 日本障害フォーラム(JDF)セミナー 11/29
- * 第1回臨時総会 11/30
- * 千葉県支部忘年会 12/6
- * 公益等認定委員会相談会 12/13
- * 関東ブロックのピアマネジャー現任研修会 1/17
- * 第2回全国バリアフリーネットワーク会議 1/20
- * 業務委託契約(群馬) 1/28
- * 公益社団法人移行検討委員会学習会 2/8
- * 千葉リハスタッフ勉強会 2/28
- * 日本ヘルスケア(株)20周年記念式典 3/3
- * 第8回総会大阪大会議案書作成 3月～

【平成20年度委員等就任状況】

- 1、障害関係団体連絡協議会協議員(全社協)
- 2、ヘルスケア関連団体ネットワーキングの会 世話人会(ファイザー株)
- 3、ヘルスケア関連団体ネットワーキングの会 地域学習会(関東)運営委員(ファイザー株)
- 4、「人に優しい地域の宿づくり賞」選考委員会委員(全国旅館生活衛生同業組合連合会)
- 5、全国バリアフリーネットワーク会議メンバー(国土交通省)
- 6、障害者に対する障害を理由とする差別事例等の調査研究委員

〔赤城理事〕

- * 脊損ユース 編集・校正作業 4/7、4/22、4/23、4/24、5/2、5/7、5/25、5/26、5/27、6/4、6/5、6/23、6/24、6/25、7/4、7/7、7/19、7/21、7/22、7/30、7/31、8/26、8/27、8/28、9/5、9/8、9/20、9/21、9/25、10/3、10/6、10/17、10/18、10/19、10/27、10/28、11/24、11/25、11/26、12/5、12/8、12/14、12/16、12/17、12/26、1/5、1/24、1/25、1/27、2/4、2/5、2/22、2/24、2/25、3/5、3/6、3/24、3/25、3/26
- * 編集会議 4/27、12/6
- * 理事会 4/27、7/20、8/16、9/23、11/30、1/10
- * 省庁交渉 9/24
- * インターネット版宿泊ガイド会議 5/24、7/5、8/2、12/13、1/31
- * 神奈川県支部役員会 4/13、8/30、10/12、12/23、2/11
- * 神奈川県支部総会 6/29
- * 神奈川県支部忘年会 12/26
- * 福祉サービス運営適正化委員会 5/22、6/19、7/15、8/27、9/19、10/9、11/27、12/11、2/4、3/18
- * 総会千葉大会 6/14、6/15
- * 臨時総会 11/30
- * DVD委員会 6/28、8/17、1/18
- * 共用品機構会議 10/2
- * 共同募金活動 10/3
- * 再生医療フォーラム 10/5

- * 関東ブロック会議 10/7
- * 第1回臨時理事会出席 10/7
- * 千葉県支部忘年会 12/6
- * ピアマネ研修会 1/17

〔澤藤理事〕

- * 理事会 4/27、6/1、7/20、8/16、9/23、11/30、1/10
 - * 通常総会 6/15
 - * 臨時総会 11/30
 - * 宿泊ガイド 5/24、7/5、8/2、
 - * ピアマネ現任研修会 1/17
 - * 国際福祉機器展 9/26
 - * 省庁交渉 9/24
 - * 新・公益法人 12/19、2/8
 - * 自立支援法集会 11/19
 - * 関東ブロックピアマネ現任研修会 1/17
 - * ヘルスケア 20周年 3/3
 - * かわさき基準推進協議会 6/4、7/10、3/4、3/15
- その他自宅にて、E-Mail 及びファックスによる情報配信を行っています。

〔佐々木理事〕

- * 理事会出席 4/27、6/1、7/20、8/16、1/10
- * 千葉県大会合同会議出席 5/10
- * 第7回全国総会千葉県大会出席 6/13~16
- * 陳情要請活動出席（①独法労福祉機構②厚労省労災管理課）6/16
- * 拡大理事会出席 9/23、3/28
- * 省庁交渉出席 9/24
- * 国際医療福祉機器展 9/25
- * 関東甲信ブロック会議出席（栃木県）10/6~7
- * 障害者自立支援法集会（日比谷公園）11/19
- * ピアマネジャー現任研修会出席（タワーホテル船堀）1/17
- * 日本ヘルスケア（株）20周年記念式典出席（日本赤十字ビル）3/3

〔玉木理事〕

- * 本部理事会出席 7/20、8/16、9/23、10/7、11/30、12/8、1/10、2/22、3/28
- * 千葉県大会合同会議出席 5/10
- * 第7回総会千葉大会 6/14~16
- * 省庁交渉 9/24
- * 全障協裁判員制度研究会 6/20、7/8、8/25、11/5、1/20
- * 自立支援法緊急集会 11/19
- * 厚生労働省所管社団法人公益社団法人法説明会 9/5

- * 公益社団法人移行検討委員会学習会 2/8
- * 公益等認定委員会相談会 12/13、4/24
- * 社団法人移行検討委員会学習会 6/20、7/8
- * 障害者自立支援法の抜本的改革を求める緊急集会 11/19
- * 第31回関東ブロック会議栃木県大会 11/7
- * 第30回九州ブロック会議熊本県大会 11/13
- * 第1回臨時総会 11/30
- * 関東ブロックピアマネ現任研修会 1/17
- * 日本ヘルスケア（株）20周年記念式典 3/3

〔佐藤監事〕

- * 千葉県大会合同会議出席 5/10
- * 本部理事会出席 9/23、3/28
- * 省庁交渉 9/24

〔酒井監事〕

- * 支部役員会&千葉県大会実行委員会 4/6、5/24、6/7、6/13、7/5、8/9、9/27、11/8、1/25、3/8
- * 本部理事会出席 9/23、10/7、11/30、1/10、2/22、3/28
- * 千葉県大会合同会議出席 5/10
- * 第7回総会千葉大会 6/14~16
- * 関東甲信ブロック会議出席（栃木県）10/6~7
- * 第1回臨時理事会出席 10/7
- * 障害者自立支援法の抜本的改革を求める緊急集会 11/19
- * 第1回臨時総会 11/30
- * 関東ブロックピアマネ現任研修会 1/17
- * 業務委託契約（群馬） 1/28